

**公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構**  
**令和4年度 第5回理事会 (ZoomによるWeb会議) 議事録**

1. **開催日時** 令和4年9月16日(金) 10:30~12:10
2. **開催場所** 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構事務室 (ZoomによるWeb会議)
3. **出席者**  
(理事) 赤池 昭紀、奥田 真弘、木澤 晃代、久保田 理恵 (11:15入室)、  
崔 吉道、田辺 功、俵木 登美子、狭間 研至、林 昌洋、藤垣 哲彦、  
安原 真人、山田 勝士、吉田 武美  
(監事) 齊藤 勲、三輪 亮寿  
(事務局) 伊藤 喬事務局長、田中 美香、鈴木 春美  
(双方向の円滑で意思疎通が可能な手段 (Zoom Web会議) により参加)
  
4. **議案**  
審議事項  
(1) 第1号議案 各種規程類 (1. 就業規則、2. 職員給与規程、3. 嘱託職員規程、  
4. 謝金規程) の見直しと改正に関する件  
(2) 第2号議案 第2次ビジョン委員会に関する件  
(3) 第3号議案 R03-2 大阪医科薬科大学薬学部生涯研修認定制度の新規認証申請に関する件
5. **事前配布資料 (通信メールに添付、印刷資料希望者へ郵送)**  
(1) 第1号議案に関する規程類の修正についての補足説明  
就業規則の追加・修正箇所  
職員給与規程・嘱託職員規程 追加・修正箇所  
(2) 第1号議案  
-1 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構 就業規則 (案)  
-2 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構 職員給与規程 (案)  
-3 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構 嘱託職員規程 (案)  
-4 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構 謝金規程 (案)  
(3) 第2号議案 第2次ビジョン委員会の設置について (案)  
(4) 第3号議案 R3-02 大阪医科薬科大学薬学部生涯研修認定制度の新規認証申請関連

報告事項

- (1) 1. 内閣府公益認定等委員会の立入検査
- (2) 2. 令和4年度代表理事及び業務担当理事業務執行状況報告

## 6. 議事概要

伊藤事務局長が開会を告げ、理事名を挙げ点呼により出席者の確認を行った。理事総数15名中12名が出席で、定款第30条に基づく過半数に達しており、理事会は成立していることを告げた（その後、久保田理事が11時15分入室）。本日は、齊藤監事と三輪監事が出席されていることを確認した。なお、中垣理事と山本理事、及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課太田 美紀 薬事企画官は、欠席の連絡があった旨述べた。

理事会開会に当たり吉田代表理事の挨拶があり、8月24日に内閣府公益認定等委員会の立入検査があったことを述べ、後程報告事項とすることを告げた。

次いで伊藤事務局長により事前配布資料の確認が行われた。

理事会規程第5条第3項に基づき吉田代表理事が議長となり、議案に従って議事を進めた。

### 《審議事項》

#### (1) 第1号議案 各種規程類（1. 就業規則、2. 職員給与規程、3. 嘱託職員規程、4. 謝金規程）の見直しと改正に関する件

議長より、第1号議案に対する説明があった。この法人の公益社団法人認定の際の就業規則及び規則類に関して、各条文を共有画面に示し、俵木理事から事前に提出のあった質問・指摘について回答しながら、追加、削除、修文等を行った。

1) 第1号議案-1 就業規則（案）については、以下の表に示すような条文の修正があった。

表 第1号議案-1 就業規則修正箇所

1. タイトル1行目	この法人を法人に訂正
2. 第3条第4項を削除し、5項を4項に訂正	
3. 第5条第2項	業務上必要がある場合及び～と下線部を追加訂正
4. 第9条第1項	労働基準法第41条に定める監督もしくは～と下線部を追加訂正
5. 第11条第6号	()内の記述は削除
6. 第18条第1項	この法人が、職員に対して在宅勤務を命じたときは、職員はその指示に従い自宅もしくはこの法人が指定する場所で勤務しなければならない。と下線部を訂正
7. 第21条第1項	者を職員に訂正
8. 第23条第1項第1号	前半部削除
9. 第23条第1項第3号	～上司や同僚が～を削除
9. 第29条第1項第2号	前条第3号及び第4号に該当する場合 下線部を削除
10. 第30条第1項	3行目 ただし第63条～ 第63条を第10条に訂正
11. 第32条第2項	～無期転換後の労働契約の初日が属する日における年齢に～ 下線部削除
12. 第39条第2項第13号	薬事法を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性

の確保等に関する法律（旧薬事法）に訂正

13. 第 45 条 内部通報者保護規程を公益通報者保護法に訂正
14. 第 46 条第 1 項 ～人事部を事務局長に、理事長を代表理事に訂正
15. 第 51 条第 3 項 また、を削除
16. 第 52 条 この規則は、理事会の決議により改廃することができる。下線部追加
17. 附則 2. この規則は、令和 4 年 9 月 16 日から施行する。に訂正。

議長より、就業規則(案)を修正の上、本規則について諮ったところ全員異議なく承認された。

2) 議長より、第 1 号議案—2 職員給与規程(案)に関して説明があり、以下のとおり条文の修正があった。

1. 第 9 条第 2 項 昇給は毎年 1 回とし、昇給期は（4 月、7 月、10 月 1 月）に該当する者に対し本人の技能、勤務成績の良好なものについて行う。 下線部分を削除。
2. 附則 2. この規程は、令和 4 年 9 月 16 日から施行する。に訂正。

議長より、職員給与規程（案）を修正の上、本規程について諮ったところ全員異議なく承認された。

3) 次いで、議長より第 1 号議案—3 嘱託職員規程（案）に関して説明があり、以下のとおり条文の修正があった。

1. 第 2 条 嘱託職員とは、正規職員でない者又はこの法人を定年退職後引き続き雇用される者をいう。に訂正。
2. 附則 2. この規程は、令和 4 年 9 月 16 日から施行する。に訂正。

議長より、職員給与規程（案）を修正の上、本規程について諮ったところ全員異議なく承認された。

4) さらに、議長より、第 1 号議案—4 謝金規程（案）については、内閣府公益認定等委員会の立入検査において、謝金に関する規程又は内規を制定するようこの指示に基づき作成したもので、現在実施していることを条文として整理したものであり、別表 1 及び別表 2 の金額については、理事会承認事項であるとの説明があった。本規程に関しては、格別な意見等はなかった。

なお、現在役員の理事会出席等に対して謝金としている項目は、立入検査において今後報酬として報告するよう指導があったと説明があった。

議長より、本議案について諮ったところ全員異議なく承認された。

## (2) 第2号議案 第2次ビジョン委員会に関する件

議長より、安原総務担当理事に本議案の説明を求めた。安原総務担当理事から第2次ビジョン委員会の設立について共有画面に示しながら説明があった。説明内容は、第1次ビジョン委員会が設立された経緯、第2次ビジョン委員会の設置の1. 経緯、2. 主要検討課題としての1) 認証事業の将来像、2) 認定薬剤師の質の保持とプロバイダーのあり方、3) 事務局を含めた本法人の体制強化(持続可能な組織へ:人・資金)、3. 構成員に関してであった。

なお、事前配布資料の構成員の齊藤 勲氏から、監事につき辞退したい旨の申し出があり、奥田 真弘氏に交代するとされた。

議長より、本議案について意見を求めたところ、齊藤監事より本委員会の取りまとめの時期はいつ頃かとの質問があった。代表理事及び安原総務担当理事から以下の回答があった。

○ 全体的な取りまとめは本年度中には難しいかと思われる。しかし、厚労科研の専門薬剤師制度の認証の仕組みに関して、この法人への協力要請があり、ビジョン委員会での検討課題となる。本研究班は3月末日までであり、ビジョン委員会での検討結果は、この法人の理事会承認が必要となり、本件は早期に内容を纏めることが求められる。

○ 時間をかけて議論する課題とこの法人が早めに態度を示さなければならない進行中の課題がある。全体的な取りまとめについては、時間をかけて進めていきたい。

議長よりさらに意見を求めたところ、元号の誤記載の指摘があり、2 か所を訂正した。また、現在話題となっている卒後研修についてもビジョン委員会で議論を進める必要があるのではないかとの意見があった。

以上の質疑応答及び意見交換の後、議長より、本議案に関して諮ったところ全員異議なく承認された。

## (3) 第3号議案 R03-2 大阪医科薬科大学薬学部生涯研修認定制度の新規認証申請に関する件

議長より、本議案について山田認証担当理事に説明を求めた。山田認証担当理事から本認証申請は新規であり、R3-02 として評価を進めてきたことを述べた。事前配布資料(1)の評価結果総括報告書、別添1 肯定的評価R3-02(新規)、評価コメント及び回答R3-02(新規)、別添2 評価コメント回答、別添3 サンスターグループとの共同開催及び別添4 R3-02 生涯研修認定制度認証申請書及び添付資料0~20、また別添3に関連してこの法人の認証事業実施要綱「補遺 生涯研修プロバイダーの非営利性及び営利企業(製薬・流通業者等)からの支援に関する注意事項」を共有画面に示しながら、詳細な説明を行った。本大学は、

大阪薬科大学時代からの長期にわたる卒後教育を実施してきた基盤を基に生涯研修制度としても良く纏められており、評価委員からのコメントに対しても丁寧に回答されていること、またサンスターとの共同セミナーに関しても格別な問題はなく、総合評価として本制度に対する評価は高いことから、R3-02 の新規認証申請を承認したいと報告した。

議長より、本議案に対して意見を求めたところ、しっかりした内容であるとの発言があった後、本議案を諮ったところ、全員異議なく承認された。

議長より、R3-02 は、承認されたので、今後 G27 として研修事業を進めることになることとされた。

## 7. 報告事項

議長より、1. 内閣府公益認定等委員会の立入検査及び2. 令和4年度代表理事及び業務執行理事の職務施行状況報告、に関してそれぞれ共有画面に示しながら説明があった。

1. については、謝金規程作成の指摘、前回指摘事項の是正の了解、通帳等の金庫管理実施、及び役員への謝金は報酬とすることなどが指摘されたこと等を報告した。
2. については、内閣府公益認定等委員会への報告等で、4月1日に予算書の内訳表の提出とあるが、どうということかとの質問があり、従来収支予算書のみを提出していたが、予算書を公益目的事業会計と法人会計に分けた内訳表を提出したとの回答であった。

## 8. その他

伊藤事務局長より、12月16日（金）10時半より理事会を予定していること、また書面理事会の開催の予定があり、9月末日に日本くすりと糖尿病学会の認証更新に関する資料を送付し、審議をお願いするとの報告があった。

## 9. 閉会

以上の議事を終え、12時10分にZoomによるWeb会議を閉会した。  
上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

令和4年9月16日

代表理事 吉田 武美 印

監 事 齊藤 勲 印

監 事 三輪 亮寿 印